

1 地方創生の推進について(共通※個別含む)

人口減少を克服し、地方創生を推進するため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

【財政措置】

(1) 地方創生の深化のための新型交付金について

新型交付金の制度設計等に当たっては、市町村の意見を十分踏まえたうえで、地方の創意工夫による「地方版総合戦略」の各施策に活用できるよう、対象分野、対象経費の制約を排除した自由度の高い交付金制度とするとともに、まち・ひと・しごと創生事業 1 兆円とは別に必要な所要額を確実に財政措置すること。

また、県は、官民協働及び地域間連携の促進に向け、必要な支援を行うこと。

【少子化対策】

(2) 産婦人科医療の連携について

産科医が不足する現状において、県内どこの地域でも安心して妊娠・出産できる体制を早急に構築するため、妊婦のニーズ並びに状態に合わせて医療機関同士が、健診から出産・産後までの役割を適切に分担できるよう、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 県内の大学病院や基幹病院等と個人病院・診療所が各妊婦の診療データを随時・必要時に共有・利用できる情報システムを構築し、産婦人科医療の連携体制を確立すること。
- ② 山梨大学から地域の病院等に産婦人科医師 1 名を常駐派遣し、婦人科外来診療、妊婦健診に加え、院内助産システムでローリスク分娩を担う仕組みづくりを検討すること。

(3) 子ども医療費助成制度について

地方単独事業で実施している子ども医療費助成制度(中学 3 年生まで)について、国において制度を創設すること。

また、地方単独事業実施による国民健康保険国庫負担金等の減額算定措置を廃止すること。

(4) 乳幼児医療費助成に係る対象年齢の引上げについて

全市町村が入院・通院ともに未就学児まで実施している状況であり、また、大部分の市町村が中学 3 年生まで対象年齢を引き上げているところである。については、入院・通院ともに対象年齢を中学 3 年生まで引き上げること。

(5) 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度が円滑に推進できるよう次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 各市が地域のニーズを踏まえ総合的な子育て支援施策が可能となるよう税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超の財源を確実に確保すること。
- ② 幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、施設整備への財政措置については、事業主体を限定せず官民間わず補助対象とするとともに、財政措置を拡充すること。
- ③ きょうだい入所は、定員緩和(DV・災害時等)における配慮されるべき事情に該当させること。
- ④ 多子世帯への支援について、保育料の対象児童の年齢要件を緩和するとともに第 3 子以降の保育料の軽減を行うなど、支援措置を拡充すること。

(6) 妊婦健康診査公費負担について

少子化対策の一環として国の責任において取り組むべき施策であることを踏まえ、母体や胎児の健康を確保するとともに経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担について、恒久的な国庫負担制度を創設すること。

また、県としても少子化対策の一環として助成制度を創設すること。

(7) 一般不妊治療への財政措置について

少子化対策として、不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、一般不妊治療の自己負担に対して全額助成すること。

県としても少子化対策の一環として助成制度を創設すること。

(8) 産前産後ケア事業について

身近な場所でも産前産後ケア事業が受けられるよう、助産所等に事業を委託するなど産前産後ケア事業を拡充すること。

【地域経済活性化】

(9) 県産業集積促進助成制度の継続について

本助成金は、県内に優良企業を誘致するためには重要な制度であり、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大と経済の活性化に必要不可欠な制度であるため、本制度を継続すること。

(10) 政府関係機関の地方移転及び企業誘致について

政府関係機関の地方移転や企業誘致等について、県と市が共同して人口減少対策を行うこと。

(11) 担い手対策について

未来の農業を担う担い手の確保を推進するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

① 青年就農給付金事業については、農家子弟への活用を図るため、所有権移転期限を延長(10年)するとともに、新規参入者と同等の経営リスクを求めないようするなど要件緩和するとともに、本事業を継続的に実施すること。

② 農業大学校研修内容の充実と、研修生受入農家への支援及び確保を次のとおり図ること。

(ア) 職業訓練研修の定員を拡大すること。

(イ) 就農希望者の目指す多様化する経営形態にあった、研修生受入

農家を確保するなど拡充を図ること。

また、指導料等の支援を行うこと。

- (ウ) 職業訓練研修日数の拡大と、研修先において、解消した耕作放棄地等を活用した実習圃場（研修生管理圃場）を確保すること。

(12) 農業生産基盤整備への財政措置について

農業生産基盤整備事業費を確保し、計画的に事業の執行が出来るよう国に働きかけること。併せて、団体営農業基盤整備促進事業において、国の補助に対し県が0.5%の上乗せ補助を行っているが、財政的負担を考えるとあまりに少額のため、補助率の見直しを行うこと。

また、多様な担い手の育成・確保の観点から、企業の農業分野への進出を図るため、強い農業づくり交付金等の農業用施設整備に対する予算を確保するとともに財政措置を拡充すること。

(13) 農道・水路等の整備促進について

耕作放棄地の未然防止や新規就農者を拡大し農業の生産性向上を図るために必要となる小規模な農道及び水路等の整備を促進するため、財政措置を講じること。

(14) 移住・定住の促進について

移住・定住の促進のため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 市単独で行う移住定住対策へ財政措置を講じること。
- ② 県営住宅は、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替事業や既存の躯体を生かして内外装のリニューアルを行う全面的改善事業を計画しているが、人口減少の著しい県東部地区の石動団地や富浜団地は、計画を前倒しして、子育て世代が望むような設備や間取りの住居の確保を早急に進めること。（大月市）

(15) 大月駅及び猿橋駅周辺の土地利用について(大月市)

都心へのアクセスの良さや豊かな自然環境を有し、首都圏のベッドタウンとして定着しつつある大月駅や猿橋駅周辺について、土地の有効利用を

図るための商業施設や住宅整備に対し支援を行うこと。

(16) 人口流出対策について(大月市)

県東部地域の学生は、都内での就職を希望し、就職を機会に都内へ転出していることから、自宅から通勤できる三多摩地区の企業による合同企業説明会を県が主体となって開催するなど人口流出対策の実施すること。

2 リニア中央新幹線の早期実現について（共通）

リニア中央新幹線の早期実現に向け、次の事項について事業主体への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) リニア駅と甲府駅周辺との円滑な移動を確保するため、地域との協議を十分行う中で、国道 358 号(平和通り)からのアクセス道路を新たに整備すること。
- (2) 国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線事業に係る公共施設(特に義務教育施設)の移設については、残存価格等に基づく補償のみならず、公共施設としての機能を合理的且つ完全な形で回復するために必要な費用が補償されるよう制度の見直しを図ること。
- (3) リニア中央新幹線整備促進に関連する地域活性化事業に対し、県の財政措置を講じること。
- (4) リニア駅周辺整備が円滑に推進できるよう、県において土地規制の見直し・調整を主導的に行うこと。

3 防災・災害対策の充実強化について(共通※個別含む)

防災・災害対策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 総合防災情報システムについて

県と市町村、防災関係機関等の間で、必要な情報を迅速・的確に収集・共有でき、県民等に速やかに情報発信できる総合防災情報システムを早急に構築すること。

また、Lアラートの効率的な運用を図るため、運用等の改善をすること。

(2) 木造住宅の耐震化について

木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震化支援事業を継続するとともに財政措置を拡充すること。

また、東海地震に基づく指定市町村の区別を廃止し県下統一した補助制度に見直しをすること。

(3) 緊急輸送路の見直しについて

緊急輸送路の指定がされ数年が経過し、道路の新設等道路網及び防災拠点等が変化していることから、市町村と連携する中で緊急輸送路の見直しを行うこと。

(4) 富士山火山防災対策について

富士山火山防災対策の充実強化を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 富士山火山広域避難計画の今後の検討事項について、富士山火山防災対策協議会において着実に推進すること。
- ② 富士山火山広域避難計画に基づく鉄道・バス等の運輸機関との協定及び県医療救護計画への富士山噴火時の対応事項を追加すること。
- ③ 県独自の観測体制の充実及びホームドクターを確保すること。
- ④ 国の直轄事業として砂防事業を実施すること。

⑤ 有効な広域避難道路の整備を促進すること。

- ・ 国道 139 号及び広域避難に有効な県道の整備並びに市町村道の整備に対する財政措置

(5) 土砂災害対策の推進について

土砂災害から住民の生命・財産を守り、安全で豊かな活力ある社会を実現するため、急傾斜地崩壊・土石流対策事業について、事業中箇所を早期完成及び現行制度の負担金の減額・撤廃及び事業費の増額確保し、事業を促進すること。

(6) 除雪及び凍結防止事業への財政措置について

住民生活及び地域経済に支障が生じないように迅速な除雪及び凍結防止を図るため、幹線市町村道除雪費補助金の補助要件を見直すこと(補助基準の緩和、豪雪地帯、寒冷地帯の拡大)。

(7) 富士吉田市赤坂地区及び富士河口湖町船津地区水害対策について

(富士吉田市)

富士河口湖町東部より本市西部に流れ込む雪解沢は、富士山頂より広大な流域を抱え、降雨時には両市町の数箇所で冠水し住民生活に支障をきたしているため、県において水害対策を行うこと。

(8) 洪水時の緊急避難場所利用について(中央市)

河川の氾濫による洪水被害が発生したとき、または今後洪水被害が発生することが言及されたとき、新山梨環状道路の高架部分及び山梨県消防学校を一時的緊急避難場所として周辺住民等が避難できる環境や体制を確保すること。

4 障害者福祉施策の充実について（共通※個別含む）

障害者施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 重度心身障害者医療費の公費負担制度の確立について

重度心身障害者家庭の自立支援のため、国において「現物支給」（窓口無料化）による公的負担制度を確立すること。

また、地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(2) 重度心身障害児医療費助成に係る窓口無料化について

重度心身障害者の医療費については、平成 26 年 11 月から自動還付方式に変更となったところであるが、障害児の取扱いについては、窓口無料となっている健常児と均衡を失し不公平感があるとの声が大き。

については、重度心身障害児の不公平感や経済的、時間的負担感を軽減するとともに、市が実施する子ども医療費助成制度の窓口無料化方式と均衡を図るため、重度心身障害児について、自動還付方式から窓口無料化方式に変更すること。

(3) 地域生活支援事業への財政措置について

本事業の国庫補助金(統合補助金)の配分方法は、平成 21 年度から人口割を廃止し、事業実績を重視するよう見直しがされたが、引き続き、市町村に超過負担が生じているため、事業の所要額に基づく財政措置を講じること。

(4) 県福祉タクシーシステム事業の充実について

障害者の行動範囲の拡大と社会参加を促すため、対象者に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 45 条第 2 項の規定により精神障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が同法施行令第 6 条第 3 号に規定する 1 級及び 2 級の該当者を加えること。

また、補助基準額をタクシー料金の実情に即した額に見直すとともに交付

枚数を拡充すること。

(5) 富士北麓・東部地域における重症心身障害児の通所施設の整備について

(富士吉田市)

富士北麓・東部地域の重症心身障害児への支援を充実・強化するため、あけぼの医療福祉センターのサテライトを設置するとともに、民間事業所の参入に対して支援を行うこと。

また、特別支援学校(盲学校、聾学校以外)の幼稚園部を設置すること。

5 高速道路及び地域高規格道路等の整備促進について

(共通※個別含む)

広域物流や地域間の交流・連携に大きな役割を果たし、地域の活性化や災害時の緊急輸送路・避難道路及び広域的な医療サービスの提供等極めて重要な社会経済基盤である高速道路及び地域高規格道路等の整備を促進するため、次の事項について国等へ働きかけること。

(1) 中部横断自動車道の整備促進について

中部横断自動車道の整備促進に向けて、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 事業中区間(新清水 JCT から増穂 IC)の平成 29 年度までの全線開通に向けての予算確保
- ② 基本計画区間(長坂から八千穂)の整備計画区間への格上げ及び北杜市の取り組みへの支援

(2) 中央自動車道の整備について

小仏トンネル付近の上下線について、付加車線設置による渋滞対策事業の整備促進を図ること。

(3) スマートインターの整備促進等について

中央自動車道及び東富士五湖道路へのスマートインターの整備促進等を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 中央自動車道の(仮称)富士吉田北、(仮称)笛吹八代、(仮称)談合坂及び(仮称)甲府中央スマートインターの整備促進
- ② 東富士五湖道路の(仮称)富士吉田南スマートインターの早期事業化
- ③ 談合坂スマートインター周辺地域の観光振興や雇用創出で地域活性化を図るため、民間企業や地域生産者、地方公共団体など相互にメリットがある施設整備に対する財政措置(上野原市)

(4) 新山梨環状道路の整備促進等について

新山梨環状道路の整備促進のため、次の事項について、適切な措置を講じること。

(北部区間)

- ① 直轄事業による全線の早期事業着手
また、事業への理解と協力が得られるよう、計画路線内の住民へ早期に説明を行うこと。
- ② 甲斐市内インター整備計画予定地の土地利用を規制するための準都市計画区域の指定

(東部区間)

- ③ 早期事業完成
- ④ アクセス道路の早期事業完成
- ⑤ 笛吹市通過予定区間周辺住民の水害、地域分断、農作物への被害、大気汚染、騒音・振動等の不安への配慮(地域の実情に応じた道路構造や安全性)
また、詳細設計時には、住民の安全・安心が確保されるよう住民の意見を尊重すること。

(南部区間)

- ⑥ 田富東ランプ及び環状線側道の渋滞解消

(5) 甲府富士北麓連絡道路の早期実現について

広域避難や多方面からの救援等に大きな役割を果たす本道路について、計画路線へ早期に格上げすること。

6 富士山の保全・安全対策について(共通)

世界遺産「富士山」の保全・安全対策を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 大規模災害等への対応のため、行政機関の指示系統を一元化すること。
- (2) 来訪者への更なるおもてなしを図るとともに、より安全・快適な登山が可能となるよう、馬返し等へのトイレや荒天時の待避所等の環境整備を行うこと。
- (3) 富士山保全協力金の充当事業については、改めて現況と検証をする中で地元自治体の意見を反映すること。

7 社会保障・税番号制度について(共通)

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、次の事項について積極的に国に働きかけること。

(1) 財政措置について

社会保障・税番号制度とそれに付随する情報セキュリティ対策の強化に伴う市町村の財政負担を軽減するため、補助基準額の見直し等財政措置を拡充すること。

(2) 情報提供について

県において、より一層、市町村の視点に立った情報提供、助言を行うこと。

8 JR 中央本線の高速化等について(共通※個別含む)

JR 中央本線の高速化、安定輸送の確保、利便性・安全性の向上のため、次の事項について国及びJR東日本へ積極的に働きかけること。

(1) 中央本線の高速化及び利便性の向上について

JR 中央本線について高速化、特急停車駅の増加、早朝・深夜の特急列車の新設、東京駅始発終着の特急列車の増発、甲府(竜王)駅・大月駅間の通勤快速列車の増便（E電の大月駅以西への乗り入れ延長を含む）及び割引特急制度導入等による、輸送力強化、利便性の向上等を図るとともに、降雨や落雷等による運行停止や運休の発生を抑制するなど、安定運行の向上を図り、また、運行停止や運休に伴う帰宅困難者対策の強化に取り組むこと。

(2) バリアフリー化の促進について

バリアフリー法に基づく対象駅のバリアフリー化を促進すること。

また、JRが実施する駅構内のバリアフリー化事業に関する地元負担について、県の負担割合を引き上げること。

更に、まちづくりと一体となった駅施設を含む総合的なバリアフリー化等に対するJR施設の改修費等については、老朽化した施設の更新や当該整備による駅利用者の利便性向上等を十分考慮し、JRに対する負担制度を確立すること。

(3) 酒折駅「みどりの窓口」の営業時間延長について(甲府市)

酒折駅の年間乗降客数が年々増加している状況を踏まえ、他の駅同様に「みどりの窓口」の営業時間を延長すること。

9 地方バス路線運行維持対策の充実について（共通）

生活交通に欠かせない地方バスを維持するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 生活路線として必要な不採算路線確保に対する維持費及び市町村自主運営バスへの財政支援を拡充すること。
- (2) 県生活バス路線維持費補助金について、運行距離が長い路線については単独市町村路線も対象とするなど補助対象の見直しを図るとともに、持続した運行ができるよう補助期間限度を廃止すること。
- (3) 路線バスの存続、効率的なスクールバスの運行及び児童の登下校の安全確保等を目的に実施している路線バスをスクールバスとして活用する事業（児童・生徒に定期券を支給）について、財政措置を講じること。

10 地方交付税について（共通）

安定的な行財政運営が図れるよう、地方単独事業を含めた社会保障経費の増高等自治体の財政需要を的確に反映し、地方交付税の所要額を確保すること。

なお、所要額の確保に当たっては、臨時財政対策債の発行によらず地方交付税の法定率の引き上げによること。

11 合併特例債の特例期間延長について

建設事業の増大や東日本大震災の復興、東京オリンピック・パラリンピック関連施設の建設需要の増大による建設資材の高騰、人材不足等により建設年度の延長を余儀なくされている実情を踏まえ、合併特例債の特例期間を延長すること。

12 消防・救急業務体制の充実強化について(共通)

消防体制の充実強化を図るため、次の事項について国等への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金について

小規模な整備事業においても本補助制度が活用できるよう交付額下限(950万円)を廃止すること。

(2) 消防団の装備について

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づく消防団の装備品が早期に装備できるよう財政措置を拡充すること。

また、消防団の士気の向上及び消防団員の確保促進のため、デザイン性や活動性に優れた消防団活動服の導入への財政措置を講じること。

(3) 高速道路の消防救急業務に対する支弁制度の改善について

高速道路の消防救急業務に対する中日本高速道路(株)からの支弁金について、車両及び人員を算定基準に含めるなど、実態に即した改善を行うこと。

13 地域医療の充実について(共通※個別含む)

県民誰もが良質かつ均質な医療を享受できる体制を確保するとともに、地域で安心して子どもを産み育てられるよう、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 医師確保対策について

次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 県内各地域の中核的な病院に、産科を設置・再開できるよう、早急に産科医を確保すること。
- ② 地方自治体の取り組みへの関与・支援及び医師偏在の調整や医師派遣

制度の確立等医師確保のための措置を至急講じること。

- ③ 窮迫する産科、小児科の医師確保に向け、医学生及び卒後研修医師への動機付けを行うとともに、新医師臨床研修にへき地勤務の必修化、研修後一定期間医師不足地域への勤務を義務付ける等実効性のある対策を早急に講じること。
- ④ 看護師、助産師を確保すること。

(2) 自治体病院の経営安定化について

自治体病院の安定経営を図るため、医療機関に係る消費税について、診療報酬を非課税から課税(ゼロ税率課税)とするなど、必要な措置を講じること。

(3) 富士吉田市立看護専門学校への財政支援について(富士吉田市)

富士・東部地域の唯一の看護師養成機関を継続して運営し、質の高い看護師を圏域に輩出していくため、看護専門学校運営費補助金の補助金限度額を撤廃し、補助金増額をすること。

また、機能強化の一環として、県立大学への編入制度を創設すること。

14 生活保護制度について(共通)

生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

なお、それまでの間、急増する受給世帯による市の負担増に対し、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

15 介護保険制度について（共通）

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 安定的な制度運営について

高齢化の進展により第1号被保険者の保険料及び介護費用が増大している状況の中で、将来にわたって安定的に制度運営を図るため、第1号保険料の負担軽減及び国・県の介護給付費負担金増額を行うこと。

(2) 低所得者対策について

低所得者が経済的理由により介護サービスの利用を控えることがないように財政措置も含め低所得者の介護サービス利用を更に支援する対策を早急に講じること。

また、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円を確実に確保すること。

16 国民健康保険制度等について(共通)

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 医療保険制度改革について

医療保険制度改革に関し、次の事項について適切な措置を講じること。

① 国は、県と市を保険者とする国保の共同運営に関し、役割分担やリスク分担の考え方を速やかに示すこと。

また、県は、共同化における課題(保険料、サービス内容等)等について、市町村との協議を十分行うこと。

② 被保険者の保険料負担が過大なものとならないよう、必要な措置を講じること。

- ③ 新たな制度の移行に際しては、混乱を招かぬよう十分な広報及び準備期間を設けるとともに、移行事務が市町村の負担とならないよう配慮すること。

(2) 国民健康保険財政の健全化について

新たな制度へ移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において確実な財政措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える市町村への支援を強化すること。

また、県においては、国のガイドラインに示された基本的な考え方を考慮し、速やかに医療費共同事業もしくは県普通調整交付金への所得水準等に応じた財政調整機能の導入により保険者間の負担の公平と国保財政の安定化を図ること。

(3) 後期高齢者医療支援金について

特定健康診査・特定保健指導の実施率による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を廃止すること。

(4) 外国人住民に対する徴収対策について

国民健康保険に加入する外国人住民については、短期滞在者や留学生などが短期間で帰国してしまうこと等から、滞納処分等も困難であるなど市の徴収対策として大きな課題となっている。

については、出入国や在留に関する手続きの機会などを活用し、請求・徴収ができる体制を整備するなど、給付と負担の公平を図ること。

(5) 特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査・特定保健指導において効果的な保健指導を行うため、健診事業やレセプト点検等、医療費の適正化推進のため、レセプト点検員や国保専任の保健師の配置に国及び県の財政措置を講じること。

(6) 精神疾患への財政措置について

精神疾患の国保財政の負担増に対して、国・県の財政措置を講じること。

17 食材の安全性確保について(共通)

全国的に食材の放射能汚染が問題となっている中、なおも多くの保護者から学校給食で使用する食材について、放射能汚染を心配する声が寄せられている状況である。

については、保護者の不安を解消し、独自で放射性物質の検査を実施する必要がなくなるよう、給食食材を含む市場に流通する食材全般について、検査対象を拡大した上で更なる対策を講じ、消費者が心から安心でき、安全性が実感できる食材の確保に向け、継続的に国、県が連携し取り組むこと。

18 火葬場整備への財政措置について(共通)

地域社会に必要な生活環境施設である火葬場の整備に対する財政措置については、地方交付税措置によらず他の生活環境施設(上水道、下水道及び廃棄物処理施設等)と同様に国庫補助金により措置するよう国に働きかけること。

19 動物の保護及び管理について(共通※個別含む)

動物の保護及び管理に関し、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 動物の保護及び管理に関する事務の明確化について

市では、犬や猫に関する専門的知識を有する職員がいない中で県からの移譲事務以外の動物の飼い方指導や猫等動物の苦情処理など動物の保護及び管理に関して、「協力」という曖昧な形で広範囲にわたり事務処理を行っている状況である。

については、県動物の保護及び管理に関する条例第4条に定められている「知事が市に求めることができる必要な協力」について、具体的な事項を市と協議の上で明確にするとともに、保健所の業務体制を確立し、市町村の負担軽減を図ること。

また、移譲事務交付金について、実態に即した財政措置を講じること。

(2) 富士北麓・東部地域の動物愛護体制の構築について(富士吉田市)

富士北麓・東部地域における動物愛護の推進及び事務の効率化を図るため、富士・東部保健福祉事務所において負傷犬・猫の治療ができる体制（民間獣医への治療委託等）を構築するとともに、動物愛護センターへの搬送等の費用について財政措置すること。

また、治療した犬・猫について搬送（月2回、定期的に行っているもの）回数を拡大すること。

20 水道事業について(共通)

安全、安心な水道水の提供及び公営企業財政の健全化を図るため、次の事項について国に働きかけること。

- (1) 国庫補助金の採択基準の一つである資本単価（90 円/m³）を緩和するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 管路更新を進めるに当たり、適切な管路機能評価を行う上で重要な指標となる耐用年数（40年）を見直すこと。

21 予防接種について(共通)

予防接種を円滑に実施するため、次の事項について国へ働きかけること。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種に関する健康被害について

子宮頸がんワクチンについて、ワクチンによる健康被害の原因究明と今後の接種に関する方向性を早期に明示すること。

(2) 定期接種の財政措置について

定期接種への財政措置は、地方交付税によらず全額国庫負担とすること。

(3) おたふくかぜ等の定期接種化について

おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスのワクチンについては、定期接種化すること。

なお、定期接種化に当たっては、国の責任をもってワクチンの有効性と接種による副作用を検証するとともに、ワクチン不足や地域間でのワクチン供給量に格差が生じないように安定供給対策を講じたうえで導入すること。

(4) 予防接種実施体制等について

予防接種が安全かつ円滑に実施できるよう、県単位での医療機関の研修・調整等行うこと。

また、新たな予防接種の動きや実施上の課題等について、情報提供をはじめ市町村の情報共有、意見交換ができる場を設けること。

22 がん検診への財政支援について (共通)

「第2次山梨県がん対策推進計画」の目標受診率を達成できるよう、がん検診推進事業の対象検診を拡大するとともに、国・県の十分な財政措置を講じること。

また、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業及び働く世代の女性

支援のためのがん検診推進事業については、恒久的な財政措置とするよう国に働きかけること。

更に、受診医療機関及び精密検査医療機関の体制整備は、個々の市の努力のみでは解決できない課題であるため、県レベルでの医療体制・検診体制を整備すること。

23 容器包装リサイクル及び家電リサイクルについて(共通)

容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度に関して、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 容器包装リサイクル制度について

次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 分別基準適合物の再商品化における自治体負担分を全て事業者負担とし、加えて収集運搬費、中間処理費についても事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底すること。
- ② 容器包装を製造する事業者に対し、分別及びリサイクルが容易な製品を開発することの義務付けや、消費者の分別排出に係るインセンティブ導入の義務化(デポジット制の導入やリターナブル容器への移行推進)など、生産から消費、廃棄の過程において、より円滑に資源が循環するシステムを構築すること。

(2) 家電リサイクル制度について

次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 再商品化費用については前払い制とするとともに、対象品目を拡大すること。
また、指定引取場所を増加すること。
- ② 不法投棄が生じた場合の費用については、家電リサイクル協会の一部助成でなく全額を事業者が負担する仕組みとするとともに、不法投棄された機器の回収ルートについても事業者が構築すること。

- ③ 特定家庭用機器を処分している不用品回収業者等に対し、市が法的根拠に基づき明確に指導できるよう、法的整備を図ること。

24 合併処理浄化槽の普及促進について(共通)

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う設置者の費用負担の軽減を図るため、単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成についても、浄化槽整備の助成制度と合わせて、県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に組み入れ、活用できるようにすること。

25 廃棄物処理対策について(共通)

円滑な廃棄物処理を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 廃棄物処理施設について

循環型社会形成推進交付金については、ごみ処理施設等の基幹的施設の更新等に対して十分な財政措置を講じるとともに、既存施設の解体撤去工事費において、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合も交付対象とすること。

(2) 不法投棄対策について

不法投棄対策の充実強化を図るため、市独自で撤去業務等のため設置しているパトロール員の経費などについて県不法投棄未然防止事業費補助金の対象とするとともに、国においても財政措置を講じること。

また、廃品回収業者による詐欺行為や不法投棄等の対策として、車輛の登録制及び車輛への許可番号表示の義務付け及び罰則の強化など法的措置を講じるとともに、警察による指導強化を図ること。

26 南アルプスの世界自然遺産登録等について(共 通)

南アルプスの世界自然遺産登録の実現及びユネスコエコパークの推進を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 南アルプスの世界自然遺産登録について

富士山世界文化遺産登録と同様に南アルプスの世界自然遺産登録実現に向け、県と関係市町が一体となった活動を実施するとともに、県における支援と関係省庁への働きかけを継続して行うこと。

(2) 南アルプスのユネスコエコパーク推進について

南アルプスユネスコエコパークの推進を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 世界に誇れる「南アルプス」を国内外に情報発信するため、県においても普及啓発を行うこと。
- ② 長野県、静岡県と連携を図り、貴重な植物の獣害調査や保護対策を国への働きかけを含め取り組むこと。
- ③ 登山道、遊歩道、駐車場等観光地整備を推進するため、財政措置を講じること。

また、核心地域及び緩衝地域は、県有林であることから県において整備するとともに、関係市町や市民団体と連携した整備のあり方を検討すること。

27 有害鳥獣の駆除・防除対策について (共 通)

有害鳥獣の駆除・防除対策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 個体数調整の鳥獣捕獲については、年々捕獲頭数が増加する中で、狩猟者の減少、高齢化の現状を踏まえ、新規の狩猟者を確保するため、ハンター保険料の全額助成等財政措置を講じること。

また、法改正による多様な担い手の確保に向け、財政措置も含めた検討を行うこと。

- (2) 野生鳥獣による果樹・野菜・水稻等の農作物への被害の防止を図るため、獣害防止柵の設置延長に対する国及び県鳥獣害防除事業の財政措置を拡充すること。
- (3) 県において実施する高標高地域での特定鳥獣適正管理事業（管理捕獲）については、現行のニホンジカに加え、ニホンザル、イノシシを対象とし、財政措置も含め事業の充実強化を図ること。
- (4) カラスについては、鶺鴒と同様に県による生態系調査及び生息調査など、広域的な取組みを行うこと。
- (5) 有害鳥獣対策として、河川の立木の伐採等行うこと。

28 松くい虫被害防除対策について(共通)

平成26年度の本県の被害量は約8.5千m³と前年度を7%下回ったものの引き続き憂慮すべき事態となっている。

については、松くい虫の被害を防止し松林保全を図るため、県において、森林所有者等への駆除命令の徹底や関係市と連携した広域的な取組み等被害防除対策を充実・強化するとともに、必要な財政措置の拡充を図ること。

29 クリーンエネルギーの導入促進等について（共通）

クリーンエネルギーの導入促進を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) クリーンエネルギー導入のための送電線網・設備の増強について

本県での太陽光発電による売電の急速な広がりにより、一般電気事業者・東京電力(株)の送電網の一部で送電容量を超えたことから、売電に必要な高圧配電線や特別高圧電線路への電力系統の新規接続を認めない「制約エリア」が設けられる事態となっている。

今後も本県での電力接続容量は増加することが見込まれ、再生可能エネルギーの推進に向け、極めて重要な課題となっている。

については、早急に設備増強のための制度、対策を講じること。

(2) 太陽光発電システムへの財政措置について

公共施設等への太陽光発電システムの導入を促進するため、東日本大震災以降、補助要件となった蓄電池等の設置について、その設置費及び維持費を十分考慮し財政措置を拡充すること。

住宅用太陽光発電システムのより一層の普及促進を図るため、国及び県において財政措置を講じること。

(3) 木質バイオマス資源の普及促進について

県の面積の大半を占める森林や果樹地域から発生する木質バイオマス資源の利活用を図るため、施設整備にかかる財政措置を拡充するとともに、果樹地域から発生する木質バイオマス資源のエネルギー利用普及拡大を図るための支援策を講じること。

また、木質バイオマス発電の企業立地を促進するため、農村地域工業等導入促進法の「工業等」の対象とするとともに、地域再生法の一部を改正する内閣府令に規定する遊休工場用地等に関する「期間を5年」や「用地の状況を更地」に限定せず、地域や立地企業の実情等を勘案し弾力的な運用を可能とすること。

(4) 軽油混合 BDF（バイオディーゼル燃料）の非課税措置について

CO2 削減対策とごみの減量化事業の一つとして、一般家庭から廃食油を収集し、バイオディーゼル燃料を製造し、スクールバスの燃料として使用しているが、この燃料は、低温で固まりやすい性状を有するため、外気温が氷点下になるような条件下では、使用を控えるかバイオディーゼル燃料に軽油を混合する必要がある。

しかし、軽油を混合する場合は、軽油引取税が課税されるため、製造コストが嵩むことから、製造を控えている状況である。

については、販売目的でなく、自己消費するバイオディーゼル燃料に限っては、軽油を混合しても非課税とすること。

(5) 太陽光発電施設における設置基準について

太陽光発電設備は、基本的に開発許可及び建設確認を必要としないため、遊休地や山林などに大規模な太陽光発電施設が建設され、事業地造成や樹木伐採、また、雨水の排水等の処理工事がなされないなど、土砂災害を引き起こす危険性や農林産物への影響及び周辺住民の生活に不安や影響を及ぼしているため、都市計画法及び建築基準法において、太陽光発電設備を建築物・工作物として取り扱うよう法整備するよう国に働きかけること。

また、県においては、太陽光発電施設に関し、景観条例や法的拘束力のないガイドラインではなく、太陽光パネル設置の基準や規制を義務付ける条例などの制定について検討すること。

30 増富温泉峡地内本谷川溪谷「増富歩道」整備について(北杜市)

増富温泉峡来訪客が安心して通行できるよう、本谷川溪谷「増富歩道」(小尾湯橋～日受橋)の安全対策のための整備を行うこと。

31 経営所得安定化対策等について(共 通)

農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、全国一律単価ではなく、中山間地加算等地域の実情に配慮した制度に見直すこと。

32 甲府市地方卸売市場施設整備への財政支援について(甲府市)

甲府市地方卸売市場は、甲府市民のみならず、県民への安全で安心な生鮮食料品の安定供給を図るという公設市場の役割があり、こうした観点から施設整備等の充実強化及び観光振興も踏まえた市場活性化に対し、引き続き、国からの交付金を確保するとともに、県の財政措置を講じること。

33 国道・地方道の整備促進について(共 通※個別含む)

本県は、道路整備が依然として立ち後れており、その整備を望む住民の声は非常に強く、真の生活の豊かさやゆとりを実現し、活力と個性にあふれた地域づくりを進めるため、道路整備は重要かつ喫緊の課題となっている。

また、東海地震や富士山噴火などに対応する広域避難道路の整備も急務である。

については、一般国道及び地方道の整備を着実に推進するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

共通事項

(1) 道路財源の確保について

真に必要としている道路整備を遅らせることがないように、従来の臨時地方道整備事業債相当の財政措置を講じるなど、道路整備等(維持・修繕費、トンネル及び橋梁の点検、長寿命化等の安全対策を含む)のための財源を確保すること。

個別項目

(2) 県道等の整備促進について

災害対策、渋滞対策、物流の効率化、安全確保及び利便性の向上等に対応し、地域の生活交通の円滑化を促進するため、次の路線の整備促進を図ること。

(富士吉田市)

- ① 中央自動車道富士吉田線のスマート IC へのアクセス道路について
 - ・ 県道富士吉田西桂線上暮地バイパスは、スマート IC の供用時期と整合を図り完成すること。
 - ・ 幹線道路ネットワークの確立のため、県道富士吉田西桂線上暮地バイパスの富士見通り線方面の延伸を図ること。
- ② 国道 138 号の 4 車線化の整備について
 - ・ 4 車線化の早期完成を図ること。
- ③ 国道 139 号金鳥居北電線類地中化事業について
 - ・ 国道 139 号金鳥居北から中央通り交差点までの区間約 300m について、電線類地中化事業並びに国道 139 号の拡幅整備を行うこと。
- ④ 都市計画道路赤坂小明見線の県道昇格について
 - ・ 有機的な道路ネットワークの構築や災害時の避難・輸送道路として期待される本路線を県道に昇格し整備を促進すること。

(都留市・大月市)

- ⑤ 中央自動車道側道の県道昇格及び大月都留連絡道路の整備について
 - ・ リニア見学センターへのアクセス向上及び富士吉田市から大月市へ通じる幹線道路の充実を図るため、本側道を県道に昇格させ整備すること。
 - ・ 古川渡地内の現国道に国道バイパス及び県道バイパスが交差する交差点から側道までの新たな道路を整備することにより、側道の機能を

向上させるとともに大月インターに直結する側道の延長工事を県事業として計画すること。

(都留市)

- ⑥ 県道都留道志線の改良について
 - ・ 八幡橋を含む狭隘区画について改良整備すること。

- ⑦ 県道戸沢谷村線の改良について
 - ・ 都留教習所から中野橋までの区間の歩道設置を含む拡幅改良整備をすること。

- ⑧ 県道四日市場上野原線の改良について
 - ・ 与縄橋から国道都留バイパス交差点付近までの区間及び旭小学校から曾雌地内落合橋付近までの区間の歩道設置を含む拡幅改良整備をすること。

- ⑨ 県道大野夏狩線の改良について
 - ・ 国道139号交差点から大沢橋までの区間の歩道設置を含む拡幅改良及び大沢橋から未整備区間の整備をすること。

- ⑩ 都留インターと国道139号都留バイパスを連結する道路新設について
 - ・ 渋滞解消等図るため、県道都留インター線を延長し、国道139号都留バイパス法能地区と谷村地区を結ぶ道路を新設すること。

- ⑪ 県道高畑・谷村停車場線及び大幡・初狩線の改良について
 - ・ 宝バイパスの橋梁及びトンネル区間を早期に完成すること。
 - ・ 県道高畑・谷村停車場線と県道大幡・初狩線の三叉路を含む狭隘区間の改良整備をすること。
 - ・ 県道大幡・初狩線の中央都留カントリー倶楽部から県道高畑・谷村停車場線交差点までの区間の改良整備をすること。

⑫ リニア見学センターへのアクセス道路の整備について

- ・ 井倉地内の国道 139 号都留バイパスから分岐する県道バイパスと現国道 139 号線が交差する古川渡交差点から、中央自動車道側道までの新たな道路整備を行うこと。
- ・ 大月インター付近からリニア見学センターのある都留市小形山地域への円滑なアクセスを目的とした道路を新設すること。

(大月市)

⑬ 国道 20 号バイパスの早期完成について

- ・ 大月バイパス第 2 期工事について、平成 30 年度の全線開通に向けて確実に事業を実施すること。
- ・ 大月インターより西側の国道 20 号について、改修及び一部バイパス化により整備するとともに、新笹子トンネルを早期に整備すること。

(韮崎市)

⑭ 国道 141 号の整備について

- ・ 国道 141 号の柳原神社から北側 200m は、カーブがきつく見通しが悪いため、整備すること。

(南アルプス市)

⑮ 韮崎南アルプス中央線の整備について

- ・ 桃園地内における視距改良及び交差点改良を図ること。
- ・ 旭・有野バイパスの現事業の整備促進と南進計画への事業拡大（南への延伸）を図ること。

⑯ 芦安・早川連絡道路の整備について

- ・ 芦安・早川連絡道路を早期に完成するとともに、芦安・早川連絡道路までの既存道路を整備すること。

(甲斐市)

⑰ 都市計画道路田富敷島線の整備について

- ・ 富竹工区及び仲新居工区を整備し、早期に全線供用開始すること。

(笛吹市)

⑱ 県道藤笠石和線のスマートインター接続道路の整備について

- ・ 県道藤笠石和線を県道甲府笛吹線 T 字路から砂原橋取付道路へ延長

整備すること。

⑱ 県道笛吹市川三郷線の整備について

- ・ カーブ修正、さらにはルート等の検討も含め、整備を行うこと。
- ・ 笛吹市芦川町鶯宿地区から甲府市古関町地区は、カーブも多く、また、雪崩危険箇所あるため整備をすること。

⑳ 県道甲府笛吹線の整備について

- ・ 新山梨環状道路(仮称)小石和インターから蛭見橋西詰間を整備すること。

㉑ 県道山梨笛吹線の整備について

- ・ 県道山梨笛吹線下金川交差点から県道白井甲州線八千蔵交差点までの市道 1-28 号について、県道に昇格し整備すること。

(北杜市)

㉒ 県道横手日野春停車場線の整備について

- ・ 駒城橋を架け替えること。

㉓ 県道駒ヶ岳公園線の横手バイパス及び白須地区について

- ・ 早期に整備すること。

㉔ 県道茅野北杜韭崎線の整備について

- ・ JR 中央線下のガード整備を含めた道路整備を促進すること。

㉕ 国道 141 号の整備について

- ・ 高根町長沢地内における交差点改良を含め、改良整備すること。

㉖ 県道箕輪須玉線及び増富若神子線の整備について

- ・ 県道箕輪須玉線(須玉町穴平地内)について、継続してバイパス案を含めた整備を促進すること。
- ・ 県道箕輪須玉線及び増富若神子線(若神子上交差点)について、早期に事業着手すること。

- ⑳ 県道日野春停車場線の整備について
 - ・ 薬師堂周辺拡幅整備について、バイパス案も含め整備すること。
- ㉑ 県道葦崎増富線の整備について
 - ・ 明野町上手地内の整備について、バイパス案も含め整備すること。
- ㉒ 県道長坂高根線の改良について
 - ・ 高根町村山西割から箕輪地内までの区間の歩道設置を含め改良整備すること。
- ㉓ 県道長沢小淵沢線の改良について
 - ・ 改良整備を促進すること。
- ㉔ 県道北杜富士見線の整備について
 - ・ 松木坂を改良整備すること。

(上野原市)

- ㉕ 談合坂スマートインターチェンジへのアクセス道路等の整備について
 - ・ スマートインターチェンジへのアクセス道路(県道野田尻四方津停車場線)及び周辺県道(県道大月上野原線)を大型バス等がすれ違えるように拡幅改良すること。
- ㉖ 県道四日市場上野原線の整備について
 - ・ 鶴島地内等の狭隘箇所を解消を図ること。
- ㉗ 県道野田尻四方津停車場線の整備について
 - ・ 大野地内の改良整備を完成するとともに、その他狭隘箇所を改良整備すること。
- ㉘ 県道上野原丹波山線の整備について
 - ・ 桐原地内(起点から初戸地内入口まで)及び西原地内(飯尾地内)の狭隘箇所の解消を図ること。

- ・ その他本路線の落石・落盤危険箇所解消や狭隘箇所解消等を図ること。

③⑥ 県道上野原あきる野線の整備について

- ・ 上野原地内（新井地内三叉路付近）及び桐原地内（主要地方道上野原丹波山線との交差点先）の狭隘箇所解消を図ること。
- ・ その他本路線の落石・落盤危険箇所解消や狭隘箇所解消等を図ること。

③⑦ 県道大月上野原線の整備について

- ・ 野田尻地内の整備を促進すること。
- ・ 大曾根地内（ハッピードリンクショップ付近）の狭隘箇所解消を図ること。
- ・ その他本路線の落石・落盤危険箇所解消や狭隘箇所解消等を図ること。

（山梨市・甲州市）

③⑧ 国道 411 号と国道 140 号の連絡道路整備について

- ・ 西関東連絡道路のアクセス道路として早期に事業化すること。

③⑨ 山梨市駅東山梨線東山梨駅から西広門田・勝沼経由国道 20 号に至る道路整備について

- ・ 山梨市駅東山梨線東端東山梨駅より東後屋敷を通り甲州市西広門田・勝沼経由国道 20 号に至る道路について、早期に事業化できるよう支援すること。

（甲州市）

④⑩ 国道 411 号の整備促進について

- ・ 等々力から西広門田間を早期に完成すること。
- ・ 千野橋から裂石の区間については、側溝の蓋かけ改修を行うとともに、裂石以北は、未改修区間の改良整備をすること。

④① 県道塩山勝沼線及び県道平沢千野線の整備について

- ・ 歩道を継続して整備すること。

④② 県道日影笹子線の整備について

- ・ 駒飼橋を架け替えること。

(中央市)

④③ 新設道路(浅利バイパス)の早期計画について

- ・ 通学生徒の安全確保を図るため、作興橋から国道 140 号までの新設道路について整備計画の検討を行うこと。

④④ 県道葦崎南アルプス中央線の整備について

- ・ 浅原橋から東花輪駅の区間の歩道設置を含む拡幅改良整備をすること。
- ・ 豊積橋を架け替えること。(早期の架け替えが困難な場合は、歩道拡幅及びクランク解消等改良整備すること。)

④⑤ 都市計画道路昭和玉穂中央通り線の整備について

- ・ 県事業として整備すること。

34 橋梁及び公園の長寿命化について(共通)

橋梁及び公園の長寿命化の促進のため、次の事項について、国へ働きかけること。

(1) 橋梁の長寿命化について

次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 「長寿命化修繕計画」に基づく事業に対して十分な財政措置を講じること。

また、維持補修及び架け替え整備への起債の対象拡大を行うこと。

- ② 橋梁の点検等に係る費用について財政措置を講じること。
- ③ 応急措置に対する費用について財政措置を講じること。

- ④ 市に移管されている鉄道（JR）や高速道路を跨ぐ重要度の高い橋の修繕については、国策として建設された鉄道や道路の機能復旧であることに鑑み、全額国費負担の対象するか、又は事業者も費用負担するなどして早期かつ優先的に実施すること。

(2) 公園の長寿命化について

公園の長寿命化を推進するため、社会資本整備総合交付金を拡充するとともに、公園施設長寿命化対策支援事業が活用できるよう、対象施設の拡大、総事業費及び面積要件の引下げ等要件緩和を行うこと。

また、都市計画公園以外の公園等への維持管理に対し財政措置を講じること。

35 河川の環境保全及び災害防災対策について(共通※個別含む)

良好な河川環境を保全し安全性を確保するため、河川管理者である県は、早期に立木等を伐採するとともに、河川清掃(河川の草刈)及び河床整正の予算を確保し事業を推進すること。

なお、次の箇所については、早急に対応すること。

(甲府市)

- (1) 濁川改修箇所における立木の伐採等河川清掃及び浚渫

(富士吉田市)

- (2) 富士山全域の砂防指定地内の砂防壁の立木の伐採等河川清掃及び浚渫
(3) 一級河川の上吉田地区、松山地区の立木の伐採等河川清掃及び浚渫

(韮崎市)

- (4) 釜無川及び塩川の立木の伐採

(笛吹市)

- (5) 市内県管理河川の浚渫

(北杜市)

- (6) 釜無川及び塩川の支流を含む県管理河川の立木の伐採等及び伐採後に藁

剤湿布による予防的措置

(甲州市)

- (7) 竹森川、文珠川、佐野川、田草川、鬢櫛川、重川及び日川の立木伐採及び河床整正

(中央市)

- (8) 常永川の浚渫

36 河川改修等整備の促進について

(甲府市、富士吉田市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲州市、中央市)

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備促進及び河川環境の保全・快適な水辺空間の創出を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

(甲府市)

(1) 濁川改修整備の促進について

- ・ 早期に整備すること。

(2) 藤川改修整備の促進について

- ・ 早期に整備すること。

(3) 高倉川改修整備の促進について

- ・ 上流区間の改修については、早期に整備手法を決定し整備すること。

(4) 間門川の改修整備の促進について

- ・ 早期に整備すること。

(5) 湯川改修整備の促進について

- ・ 早期に整備手法を決定し整備すること。

(富士吉田市)

(6) 小佐野川の整備について

- ・ 掘込河道として整備すること。

(韮崎市)

(7) 釜無川左岸の整備について

- ・ 堤防補強(根固めブロックなど設置)すること。

(南アルプス市)

(8) 八糸川の早期改修等について

- ・ 八糸川を早期に整備すること。
- ・ 西川及び横川について早期に事業着手すること。

(北杜市)

(9) 大武川の整備について

- ・ 駒城橋下流の堤防を早期に嵩上げ整備すること。

(甲州市)

(10) 塩川の早期改修について

- ・ 早期に整備すること。

(11) 次郎川の改修について

- ・ 未改修区間と暗渠構造区間の開水路へ整備すること。

(12) 日川の整備について

- ・ 「富士川水系笛吹川上流圏域河川整備計画」による野呂橋付近の根継工、魚道設置及びふどう橋付近の河道拡幅、魚道設置をすること。

(中央市)

(13) 鎌田川の早期改修について

- ・ 早急に整備を行うこと。

37 下水道の整備促進について（共通）

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の計画的な普及拡大及び老朽化、耐震化に伴う改修・更新等の促進を図るため、各種補助制度の創出、採択基準の緩和、社会資本整備総合交付金の交付率の引き上げ及び対象範囲の拡大を図るとともに、必要な予算額を確保するよう国に働きかけること。

また、合併市町村の特例措置を延長するよう国に働きかけること。

38 空き地の適正管理について(共 通)

空き地については、国の指針や法整備が無いため、各自治体とも空き地に繁茂している雑草や樹木の対応に苦慮しているのが現状である。

については、空き家と同様に、空き地の所有者若しくは管理者に適正な管理に努めるよう義務付け、所有者を特定出来るよう固定資産税等の内部情報の活用、自治体において指導等の実施を出来るよう、国において法整備をするよう働きかけること。

39 住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて（甲府市、甲斐市）

住宅新築資金等貸付金の償還率の向上については、関係団体への協力要請、滞納者への督促等を行うなど様々な努力をしているが、依然として極めて厳しい状況である。

こうした中で、毎年度償還金の回収額が県への償還額に満たない状況であり、このため一般財源を投じて県償還金に充てていることから財政的にも苦慮している。

については、事業の経緯及び現状を勘案し、償還金の減額、利子の免除及び市財政の負担軽減等について適切な支援を講じること。

40 義務教育施策の充実強化について（共 通）

義務教育施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 少人数教育の推進について

少人数教育及びチームティーチングによる指導ができるよう、教職員配置の充実改善を図ること。

また、法改正により学級編成及び教職員定数の基準を見直すこと。

(2) 特別支援教育の充実強化について

特別支援教育の充実強化を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 特別支援学級の編制基準を緩和するとともに、実情に即した加配措置を講じるため、県独自の知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級を対象とするチームティーチング等特別加配を行うこと。
- ② 県総合教育センターの特別支援教育担当指導教員を増員するとともに、市単独の特別支援教育支援員への財政措置を拡充すること。
なお、特別支援教育支援員の人件費は、地方交付税によらず国庫補助金とすること。
- ③ 自閉症・情緒障害の関係の生徒が円滑に高校進学できるよう、法改正も含め高等学校の受入体制を整備すること。

(3) 学校配置スクールカウンセラーについて

全ての学校にスクールカウンセラーを配置するとともに配置校の配置時間を増加すること。

全校配置がされるまでの間、未配置校において適時適切な対応が図れるよう、速やかな要請訪問の実施や小中学校連携による相談体制の充実・強化を図ること。

また、スクールカウンセラーを学校職員として位置づけ、配置体制の拡大及び雇用の安定を図ること。

(4) 不登校児童・生徒適応指導教室職員の配置について

市が設置する適応指導教室に県費負担正規職員を増員配置するとともに、適応指導教室を増設すること。

また、適応指導教室の専任教員を学校職員に位置付け、標準法により定数配置すること。

(5) 外国籍児童・生徒の教育について

外国人児童生徒の指導を行う施設を確保及び対象校を巡回して指導すること。

また、外国人児童生徒に指導ができる職員(通訳を含む)を県費負担の非常勤職員として配置すること。

更に、市単独配置職員への国・県の財政措置を講じること。

(6) 外国語教育の充実について

外国語教育の一層の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）配置への財政措置を拡充すること。

(7) 栄養教諭及び栄養職員の配置について

県費栄養教諭及び栄養職員を継続配置するとともに、より充実した学校給食推進のため、配置基準を見直し増員配置すること。

(8) 養護教諭の複数配置について

保健室の業務に加え、不登校児童生徒、発達障害等の児童生徒への対応等業務が増加している現状を踏まえ、現行制度の人数制限の引き下げと学校の実態に合った県費養護教諭の複数配置を行うこと。

(9) 自立支援指導員及びスクールソーシャルワーカーの配置等について

問題行動等を繰り返す児童生徒への早期適切な対応を行うため、スクールソーシャルワーカーの配置時間の更なる増加及び自立支援指導員の配置を行うこと。

また、スクールソーシャルワーカーを学校職員に位置付け、標準法により定数配置すること。

(10) 事務職員の複数配置について

スムーズな学校運営のため、大規模校への事務職員の複数配置を継続し、更なる拡大並びに共同実施校への加配を継続すること。

また、事務職員が期間採用者の場合、任期により生じる事務職員が居ない空白期間を現行の年度末とはせず、学校の諸事情にあわせた任用とすること。

(11)学力向上フォローアップ事業について

平成 28 年度以降も引き続き本事業が実施できるよう財政措置を講じること。

41 就学援助制度について(共 通)

国の要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金は、補助対象経費の2分の1となっているが、満額交付されない状況である。

については、補助対象経費の2分の1を満額交付し、地方負担の解消を図ること。

また、準要保護者に係る就学援助の財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な財政措置を講じること。

42 公立学校施設の整備について（共 通）

公立学校施設及び社会教育施設の整備を推進するため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1)学校の整備について

学校施設環境改善交付金の補助基準単価は、実施単価とは乖離しているため、補助基準単価や補助率の嵩上げなど公立学校諸施設の整備へ適切な財政措置を講じるとともに、学校の適正配置による廃校施設の解体経費等への財政措置を講じること。

(2)エアコン設置及びトイレの洋式化への財政措置の拡充について

児童が安心・安全に学べる教育環境を推進するため、エアコン設置及びトイレの洋式化に対する財政措置について、補助基準単価及び補助率を引き上げるなど財政措置を拡充すること。

県においても財政措置を講じること。

43 埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等について(共通)

埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等に関し、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 県各種開発事業に係る埋蔵文化財調査について

県事業に伴う埋蔵文化財調査については、事業規模の大小にかかわらず、本来的に原因者であり工事主体者でもある県が調査すること。

(2) 文化財の保護・継承について

計画的な文化財の保護・継承ができるよう、文化財関係国庫補助事業について、必要な予算額を確保すること。

また、県文化財保存事業費補助金については、必要な予算額を確保するとともに、これまでの国庫補助事業と同様に県の補助対象事業とすること。

44 警察署等の設置について(都留市)

都留警察署は、平成19年4月1日に大月警察署と統合し大月警察署都留分署となり8年が経過し、その間、パトロールの強化等、犯罪を未然に抑制し、市民の安全が確保されているが、市民の約1割を占める学生が在学する都留文科大学のほか、来年度開校予定の健康科学大学看護学部には、多数の女子学生が在籍するものと見込まれるため、さらなる防犯対策が必要である。

については、本市に警察署、若しくは、都留文科大学前駅に交番を設置すること。